

定 款

一般社団法人 日本パラ陸上競技連盟

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下「当連盟」いう。）と称し、英文ではJapan Para Athletics（略称「JPA」）と表示する。

(事務所)

第2条 当連盟は、主たる事務所を大阪市内に置く。

2 当連盟は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(目 的)

第3条 当連盟は、日本の障がい者の陸上競技を統括し、代表する団体として陸上競技の普及並びに振興を図り、パラリンピックを始めとする各種競技会を通して、障がい者の心身の健全な発達及び社会参加を促進し、自らも社会貢献活動を行い、日本の社会に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障がい者の日本選手権及びその他の競技会の開催、後援
- (2) 障がい者の陸上競技の普及・指導および調査研究
- (3) 障がい者の地域団体の発展と相互の連絡融和
- (4) 障がい者の競技規則及びクラス分けの策定・改廃
- (5) 障がい者の陸上競技技術の向上事業および指導者養成事業
- (6) 当連盟のパラリンピック選手等による社会貢献活動の実施
- (7) 公益財団法人日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会に加盟し、その目的・事業に即した事業の実施
- (8) その他、当連盟の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び社員

(会員の種類及び社員)

第5条 当連盟は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員：当連盟の目的に賛同する者で、かつ、別表に定める7地域において、障がい者の陸上競技を統括し、その普及振興を行う団体に所属するものの中から、各地域において選出された者。なお、各地域において選出する者の数の上限は別表に定めるとおりとする
- (2) 登録会員：陸上競技を愛好する者で、前号に定める団体に所属し、かつ、当連盟に団体登録届を提出している団体に加入し、当連盟に選手登録した者
- (3) 登録役員：当連盟の目的に賛同する者で、かつ、理事会において別に定める登録規定（以下「登録規定」という。）に定めた要件を満たし、かつ当連盟に登録した者。
- (4) 賛助会員：当連盟の目的に賛同し、支援する個人または団体に別に定める賛助会員規定により加盟申込みした者
- (5) 特別会員：当連盟が依頼した学識経験者または陸上競技をはじめとする障害者スポーツに功労のあった者
 - 2 前項各号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
 - 3 第1項第1号に定める各地域において選出する正会員の上限については、必要に応じて、理事会において見直すことがある。なお、これを変更する場合には、定款の一部変更として、社員総会の決議により変更する。

(会員の資格取得)

第6条 当連盟の会員になろうとする者は、登録規定により入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払い義務)

第7条 会員（特別会員を除く。）は、当連盟の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員（特別会員を除く。）は、社員総会の定める額の入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、登録規定に従い、当連盟に対し退会届を提出することにより、任意にいつでも当連盟を退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の決議を得た後、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 当連盟の名誉を著しく傷つけ、又は当連盟の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該理事会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該理事会及び当該社員総会に於いて弁明する機会を与えなければならない。
 - 3 第1項の規定による理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その3分の2以上をもって行う。
 - 4 第1項の規定による社員総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - 5 除名は、除名した会員にその旨を文書により通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の経費の支払い義務を2年以上履行せず、当連盟による会費の納入に関する督促が3回に達したとき
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、または、解散したとき。

(会費、その他の拠出金品の不返還)

第11条 当連盟は会員がその資格を喪失しても、会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第12条 当連盟は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 組 織

(組織)

第13条 当連盟の組織(社員総会、理事会及び業務執行を担当する役員を除く。)

は次のとおりとする。

- (1) 地域
- (2) 専門委員会
- (3) 審議委員会
- (4) 事務局

2 各地域は、別表に定める7地域における登録会員をもって組織する。

3 当連盟に、次に掲げる専門委員会と審議委員会を置く。各専門委員会各審議委員会の規程は、各委員会に於いて別に定め、理事会に報告する。

また、各委員会委員長は、理事会承認のもと会長が任命する。

・専門委員会

- (1) 競技運営委員会
- (2) 医事委員会
- (3) 強化委員会
- (4) クラス分け委員会
- (5) 普及・振興委員会

・審議委員会

- (1) アスリート委員会
- (2) コンプライアンス委員会

4 事務局は、当連盟に関する事務を処理する。事務局の規程は別に定める。

第4章 社 員 総 会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって、一般法人上の社員総会とする。

(権 限)

第15条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に別に規定するもののほか、下記の当連盟の運営に関する重要な事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに経費・会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 事業年度の事業報告及び収支決算書類の承認
- (5) 事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金の承認
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会に於いて社員総会に付議した事項
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後から3ヶ月以内に1回開催する。ただし、必要があれば臨時総会を開く。

(招 集)

第17条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するには、総正会員に対し、日時、場所及び付議する事項その他の一般法人法第38条第1項各号に掲げる事項を、社員総会の日から1週間前までに書面または電磁的方法をもって通知を発しなければならない。ただし、書面投票または電子投票を認める場合、2週間前までに発するものとする。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面または電磁的方法により、社員総会の招集を請求できる。

(社員以外の者の総会での意見の陳述)

第18条 当連盟の役員並びに各委員会の代表者は、社員総会に出席して、意見を述べることができる。

2 会長は、社員総会に付議する事項に精通した者を社員総会に招聘し、意見を述べさせることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長または会長が任命した者がこれにあたる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第21条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部または一部の譲渡
- (5) 解散及び継続
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第23条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(社員総会の決議の省略)

第24条 理事または正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第25条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、次の事項その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会において出席した正会員の中から議事録署名人2名を選出する。
 - 3 議事録には、議長及び議事録署名人が記名押印または電子署名しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定等)

第27条 当連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
- (2) 監事2名以内
 - 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 理事のうち、1名を専務理事とする。
 - 4 理事のうち、常務理事は若干名とする。
 - 5 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 常務理事は、専務理事が指名し理事会で決議する。

(理事の職務権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当連盟を代表し、その職務を執行する。専務理事は理事会に於いて別の定めるところにより、当連盟の業務を分担執行する。
- 3 専務理事が欠けたときまたは専務理事に事故があるときは、あらかじめ定められた順序によって常務理事が業務執行を行う。

(監事の職務権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

3 補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 役員は、第27条に定める定数を欠くに至るときは、辞任または任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第32条 役員は、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の規定により役員を解任する場合は、当該役員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該社員総会に於いて弁明する機会をあたえなければならない。

3 第1項の規定による社員総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の議決をもって行わなければならない。

第33条 役員は無報酬とする。ただし、非常勤の理事を除く役員に対しては、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 当連盟に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当連盟の業務執行に関する決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (2) 多額の借財の決定
- (3) 重要な使用人の選任及び解任の決定
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当連盟の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) その他理事会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、年度途中で1回、毎事業年度1回計2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により、会長に招集の請求があったとき。ただし、理事総数の3分の2以上の賛同で会長が招集する

(招 集)

第37条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面または電磁的方法において、その通知をしなければならない。
- 4 前項に規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、会長または会長が任命する者がこれにあたる。会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第39条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別に定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに記名押印または電子署名する。

第7章 会計及び事業年度

(事業年度)

第42条 当連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第43条 当連盟の事業遂行に要する経費は、登録会費【第5条(1)～(4)の会員の年会費】および寄付等を持って支弁する。

2 当連盟の経費規程は別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当連盟の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに専務理事が作成し、理事会の決議を得て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終わるまで据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、専務理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第46条 当連盟は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。剰余金があるときは、次の年度に繰り越すものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 当連盟が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益財団法人日本パラスポーツ協会へ贈与するものとする。

第8章 定款の変更、合併、事業の譲渡及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければ変更することはできない。

(合併等)

第49条 当連盟は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部または一部を譲渡することができる。

(解 散)

第50条 当連盟は、一般法人法第148条（同条第3号の事由を除く。）の事由によるほか、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 当連盟の公告は、当連盟の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 当連盟の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

本定款は当法人の定款に相違ありません。

令和3年12月21日

大阪市住吉区长居二丁目1番10号

パークサイド長居106

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟 ⑩

代表理事 木脇 明美